

「広島県立自然公園条例の一部を改正する条例（案）」の概要に係るパブリックコメントの実施結果について

1 要旨

自然公園法（昭和32年法律第161号）が令和4年4月1日付けで改正施行されたことを踏まえ、広島県立自然公園条例（昭和34年条例第41号。以下「県条例」という。）を改正することとし、この概要について、パブリックコメントを実施した。

2 実施状況

- 募集期間 令和4年5月23日（月）～令和4年6月22日（水）
- 募集方法 窓口に直接提出，電子メール，郵送，ファックスにより意見を募集
 - 県ホームページへの掲載
 - 県庁行政情報コーナー，県自然環境課，県農林水産事務（農林事業）所（農林事業所を除く。）及び8市町（広島市，三原市，福山市，三次市，庄原市，大竹市，東広島市，神石高原町）に閲覧資料を配架

3 実施結果

- 意見数 2件（2人）
- 意見と県の考え方・対応

意見の内容	県の考え方・対応
改正内容に基本的に賛成である。 宮島において餌やりが行われ，多くの問題が発生していることが明らかである。 本改正を契機に，県民や関係団体への周知徹底を行うとともに，県内での野生動物への餌付け行為全般を禁止するような条例の制定をお願いする。 また，罰則規定も強化してほしい。	野生動物への餌付け行為については，生態系への影響や生活環境が損なわれる事態を生じさせる懸念があることから好ましくないものと考えております。 一方で，野生動物への餌付け行為そのものへの法規制がないことや，自然公園の利用を阻害する餌付け行為に限り法で規制されている状況であることから，餌付け行為全般を禁止する権利制限を行うことは困難な状況です。
改正自然公園法と整合性をもつ必要があり，本改正内容に賛成である。厳島における野生のシカの餌付けにより，人馴れが極端に進んでいる。	なお，宮島のシカについては，廿日市市が，学識経験者，地元関係者で構成する「廿日市市宮島地域シカ対策協議会」において，「餌やりの禁止とゴミの管理の徹底による個体数管理」を対策の柱とした「宮島地域シカ保護管理計画」を策定しており，地域住民の理解と協力のもとに保護管理を進めているところです。 引き続き，県内や他県の状況を注視しながら対応してまいります。

4 今後の予定

条例改正案を令和4年9月定例会へ上程予定
※施行日は令和5年1月1日を予定している。